

知多北部広域連合議会臨時会会議録

（会議録第 86 号）

令和 7 年 6 月 2 7 日

知多北部広域連合議会

令和 7 年知多北部広域連合議会第 1 回臨時会会議録目次

6 月 27 日

一部仮議席の指定について	5
議長の選挙について	5
副議長の選挙について	6
一部議席の指定について	7
会議録署名議員の指名	7
会期について	7
議会運営委員会委員の指名	7
選任副広域連合長の選任について	8
監査委員の選任について	9
例月出納検査結果報告（1 月～4 月分）	10
知多北部広域連合個人情報保護条例を廃止する条例の一部を改正する条例の専決 処分の承認を求めることについて	11
知多北部広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	12
閉会中における議会運営委員会の調査研究付託案件について	13

知多北部広域連合議会会議録（第86号）

1 招集年月日

令和7年6月27日（金） 午後2時05分

2 招集の場所

東海市しあわせ村 保健福祉センター（2階）講義室（議場）

3 応招議員（16人）

1 番	北 川 明 夫	2 番	今 瀬 和 弘
3 番	加 藤 菊 信	4 番	蓑 手 純 一
5 番	早 川 高 光	6 番	稲 葉 裕加里
7 番	太 田 和 利	8 番	時 安 利 栄
9 番	渡 邊 眞 弓	10 番	竹 内 祥 浩
11 番	伊 藤 正 明	12 番	藤 井 貴 範
13 番	鏡 味 昭 史	14 番	間 瀬 元 明
15 番	久 松 純 志	16 番	山 下 享 司

4 不応招議員

な し

5 開閉の日時

開 会 令和7年6月27日 午後 2時05分

閉 会 令和7年6月27日 午後 2時56分

6 出席議員

応招議員と同じである。

7 欠席議員

な し

8 職務のため議場に出席した議会事務局職員

事 務 局 長	平 永 亜輝英	書 記	井 口 雅 子
---------	---------	-----	---------

9 説明のため議場に出席した者

広 域 連 合 長	花 田 勝 重	副広域連合長	岡 村 秀 人
副広域連合長	宮 島 壽 男	副広域連合長	日 高 輝 夫
選 任 副 広 域 連 合 長	星 川 功	会 計 管 理 者	吉 田 幸 尚
事 務 局 長	長 坂 規 代	総 務 課 長	富 田 岳 司
事 業 課 長	山 下 秀 彰	事業課長補佐	竹 内 美 登
事業課長補佐 兼資格管理係長	齋 藤 俊 和		

〈関係市町〉

東 海 市 健 康 福 祉 監	橘 洋 子	東 海 市 高 齢 者 支 援 課 長	池 田 富 士 子
大 府 市 福 祉 部 長	猪 飼 健 祐	大 府 市 高 齢 障 が い 支 援 課 長	小 島 紳 也
知 多 市 福 祉 子 ど も 部 長	花 井 佳 世	知 多 市 長 寿 課 長	椴 山 友 佳 子
東 浦 町 ふ く し 文 化 部 長	原 田 英 治	東 浦 町 ふ く し 課 長	船 津 光 裕

10 議事日程

日程	議案番号	件名	備考
1		一部仮議席の指定について	
2	選挙 1	議長の選挙について	
3	〃 2	副議長の選挙について	
4		一部議席の指定について	
5		会議録署名議員の指名	
6		会期について	
7		議会運営委員会委員の指名	
8	同意 1	選任副広域連合長の選任について	
9	〃 2	監査委員の選任について	
10	報告 3	例月出納検査結果報告（1月～4月分）	
11	承認 1	知多北部広域連合個人情報保護条例を廃止する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	
追加	議員提出 議案 2	知多北部広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	
追加		閉会中における議会運営委員会の調査研究付託案件について	

11 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(6 月 27 日 午後 2 時 05 分 開会)

議会事務局長 (平永亜輝英)

皆さん、こんにちは。

知多北部広域連合議会の議長及び副議長がともに欠けておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、年長議員に臨時議長の職務を行っていただくこととなっております。

出席議員の中で渡邊議員が年長の議員でありますので、臨時議長として議長席へお着きください。よろしくお願いします。

臨時議長 (渡邊眞弓)

ただいま御紹介いただきました渡邊でございます。

地方自治法第 107 条の規定により、臨時に議長の職務を行います。よろしく御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、本会議に入ります。

ただいまの出席議員は 16 人で、定足数に達しております。

ただいまから令和 7 年知多北部広域連合議会第 1 回臨時会を開会いたします。

臨時議長 (渡邊眞弓)

会議に先立ち、広域連合長から挨拶をいただきます。

広域連合長 (花田勝重)

議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、広域連合議会令和 7 年第 1 回臨時会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今回の臨時会におきましては、議会側人事案件のほか、当局といたしまして選任副広域連合長の選任をはじめ 3 件の議案を提出させていただいております。

内容につきましては、後ほど御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

臨時議長 (渡邊眞弓)

これより会議に入ります。

日程第1、「一部仮議席の指定について」を行います。
一部仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

臨時議長（渡邊眞弓）

日程第2、選挙第1号「議長の選挙について」を議題といたします。
お諮りいたします。選挙の方法は、投票、指名推選、いずれの方法といたしましょうか。

1番（北川明夫）

議長選挙の方法は、指名推選が適していると思いますので、よろしくお願いいたします。

臨時議長（渡邊眞弓）

ただいま、議長の選挙の方法は指名推選との御発言がございました。
お諮りいたします。選挙の方法は指名推選によることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決定いたしました。
どなたか御指名をお願いします。

1番（北川明夫）

議長には、人格高潔で経験も豊富な渡邊眞弓議員が適任であると考えますので、渡邊眞弓議員を議長に推薦いたします。

臨時議長（渡邊眞弓）

お諮りいたします。ただいま、指名推選の発言がございました。私、渡邊眞弓を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、渡邊眞弓が議長に当選いたしました。

それでは、誠に僭越ではございますが、一言御挨拶申し上げます。

改めまして、知多市の渡邊でございます。

ただいま皆様の御推挙をいただき、知多北部広域連合議会の議長の要職に就くことになりました。身に余る光栄であるとともに、その重責を痛感している次第でございます。甚だ微力ではございますが、広域連合議会が十分にその役割を果たし、住民の付託に応えられるよう誠心誠意努力し、職務を遂行していく所存でございますので、今後とも皆様方の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これで就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（渡邊眞弓）

それでは、会議を続けます。

本日の議事日程につきましては、配付されております日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（渡邊眞弓）

日程第3、選挙第2号「副議長の選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票、指名推選、いずれの方法といたしましょうか。

5 番（早川高光）

副議長の選挙の方法は、指名推選が適していると考えますので、よろしくお願いいたします。

議長（渡邊眞弓）

ただいま、副議長の選挙の方法は指名推選との御発言がございました。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選によることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

どなたか御指名を願います。

5 番（早川高光）

副議長には、経験豊富な鏡味昭史議員が適任であると思いますので、鏡味昭史議員を副議長に推薦いたします。

議長（渡邊眞弓）

お諮りいたします。ただいま指名推選の発言がございました。鏡味昭史議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、鏡味昭史議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました鏡味昭史議員が議場におられますので、本席から副議長に当選されたことを告知いたします。

ここで、当選されました鏡味昭史議員から挨拶をお願いいたします。

副議長（鏡味昭史）

東浦町の鏡味でございます。

今回、皆様方の御推挙によりまして副議長の要職に就くこととなりました。与えられた責任の重さを痛感しているところでございます。

本広域連合議会が円滑に運営されますよう、懸命に努力をしてまいりたいと存じますので、皆様方の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（渡邊眞弓）

次に、日程第４、「一部議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第４条第１項の規定により、ただいま御着席の議席のとおり指定いたします。

議長（渡邊眞弓）

日程第５、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、13番鏡味昭史議員、14番間瀬元明議員を指名いたします。

議長（渡邊眞弓）

日程第６、「会期について」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は１日間と決定いたしました。

議長（渡邊眞弓）

日程第７、「議会運営委員会委員の指名」を行います。

議会運営委員会委員の選任については、議会運営委員会条例第５条の規定により、太田和利議員、伊藤正明議員、山下享司議員、以上３人を指名いたします。

この際、暫時休憩いたします。

なお、議会運営委員会条例第７条に基づき、休憩中に議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選を行っていただきます。

(午後 2 時15分 休憩)

(午後 2 時40分 再開)

議長（渡邊眞弓）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長の互選結果を御報告いたします。

委員長に太田和利議員、副委員長に今瀬和弘議員と決定いたしました。

以上で、「議会運営委員会委員の指名」を終わります。

議長（渡邊眞弓）

日程第 8、同意第 1 号「選任副広域連合長の選任について」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長（花田勝重）

ただいま上程になりました同意第 1 号「選任副広域連合長の選任について」御説明申し上げます。

広域連合の選任副広域連合長につきましては、星川東海市副市長の令和 7 年 5 月 31 日付け任期満了に伴い、選任副広域連合長の任期も切れ、現在欠員となっております。

広域連合規約第 12 条第 5 項におきまして、「選任副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町の副市長又は副町長のうちからこれを選任する」とされております。この規定に従いまして、東海市副市長の星川功氏を選任副広域連合長に選任いたしたく、提案をさせていただくものでございます。

なお、星川氏の略歴は裏面参考資料のとおりで、豊富な行政経験を持ち、人格、識見ともに優れており、選任副広域連合長として適任と存じますので、御同意をいただきますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（渡邊眞弓）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案に同意と決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、同意第1号「選任副広域連合長の選任について」は、原案に同意することに決定をいたしました。

この際、暫時休憩といたします。

(午後2時42分 休憩)

(午後2時44分 再開)

議長(渡邊眞弓)

休憩前に引き続き、会議を進めます。

議長(渡邊眞弓)

次に、日程第9、同意第2号「監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、稲葉裕加里議員の退席を求めます。

(稲葉裕加里議員 退席)

議長(渡邊眞弓)

提案者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長(花田勝重)

ただいま上程になりました同意第2号「監査委員の選任について」御説明申し上げます。

議員のうちから選任されておりました監査委員秋葉富士子氏が、知多北部広域連合議会議員を辞職されましたので、後任者の選任をするものでございます。

知多北部広域連合規約の規定に基づきまして、広域連合議員から稲葉裕加里氏を監査委員に選任いたしたく、提案をさせていただくものでございます。

稲葉裕加里氏の公職歴等は、裏面参考資料のとおりでございまして、人格に優れ、強い責任感と公平で客観的な視点をお持ちの方であり、適任者と存じますので、選任の御同意をいただきますようお願い申し上げます。

議長（渡邊眞弓）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案に同意と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、同意第2号「監査委員の選任について」は、原案に同意することに決定しました。

稲葉裕加里議員の入場を願います。

（稲葉裕加里議員 入場）

議長（渡邊眞弓）

ただいま選任同意をしました監査委員の稲葉裕加里議員から御挨拶をいただきます。

監査委員（稲葉裕加里）

ただいま知多北部広域連合の監査委員に選任されました稲葉裕加里でございます。

大変光栄に存じますとともに、職務の重要性を感じているところでございます。微力ではございますが、誠心誠意職務を遂行してまいりたいと思っておりますので、よろしく御指導くださいますようお願いを申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（渡邊眞弓）

続いて、日程第10、報告第3号「例月出納検査結果報告（1月～4月分）」を議題といたします。

本件については、監査委員より当職宛てに報告書が提出されておりますので、その写しの配付をもって報告とさせていただきます。

以上で、報告第3号「例月出納検査結果報告（1月～4月分）」を終わります。

議長（渡邊眞弓）

続いて、日程第11、承認第1号「知多北部広域連合個人情報保護条例を廃止する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

事務局長（長坂規代）

ただいま上程になりました承認第1号「知多北部広域連合個人情報保護条例を廃止する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」御説明いたします。

知多北部広域連合個人情報保護条例を廃止する条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月24日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分を必要とした理由といたしましては、刑法等の一部を改正する法律が、令和7年6月1日に施行されることに伴い、同日までに条例の一部改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をしたものでございます。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

拘禁刑の創設に伴う規定の整理を行ったもので、附則第9項及び第10項中、「懲役」を「拘禁刑」に改めたものでございます。

附則として、第1項は施行期日で、この条例は令和7年6月1日から施行するものです。

第2項は、適用区分について定めたもので、この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例によるものでございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（渡邊眞弓）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、承認第1号「知多北部広域連合個人情報保護条例を廃止する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり

承認することに決定しました。

議長（渡邊眞弓）

続いて、先ほど日程追加になりました議員提出議案第２号「知多北部広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

７番（太田和利）

議長の御指名がございましたので、ただいま上程となりました議員提出議案第２号「知多北部広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について」の提案理由を申し上げます。

提案の理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う引用条項の変更等をするため、改正するものでございます。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

内容につきましては、第２条及び第１２条は引用条項の変更及び字句の整理、第１７条以降は全て字句の整理でございます。

附則は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

本案は、議会運営委員会の協議を経て、ここに御提案を申し上げるものでございますので、よろしく御審議の上、議員各位の御賛同をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（渡邊眞弓）

これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第２号「知多北部広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

議長（渡邊眞弓）

次に、先ほど日程追加になりました「閉会中における議会運営委員会の調査研究付託案件について」を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました閉会中における議会運営委員会の調査研究付託案件を、議会運営委員会に付託の上、調査が終了するまで閉会中の調査研究事項としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしました閉会中における議会運営委員会の調査研究付託案件を、議会運営委員会に付託の上、調査が終了するまで閉会中の調査研究事項とすることに決定しました。

議長（渡邊眞弓）

以上をもちまして、臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

広域連合長から発言の申出がありますので、これを許します。

広域連合長（花田勝重）

議長のお許しを得まして、知多北部広域連合議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回の臨時会におきまして御就任されました皆様は、渡邊議長をはじめ経験豊かな方ばかりでございます。私も、これまで同様、充実した議会運営がいただけるものと、心強く思うところでございます。

また、選任副広域連合長及び監査委員の選任につきまして同意の御議決を賜りましたこと、心からお礼申し上げます。

介護保険事業を取り巻く環境は非常に厳しい状況がございますが、広域連合というスケールメリットを活かしながら、皆さんと共にしっかりと進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きの御支援、御協力のほどお願いしたいと思います。

また、暑さもこれから本番を迎えるかと思います。今年の夏も多分非常に暑い、どうなるかと思いますが、議員の皆さんにおかれましては、それぞれ健康に御留意いただき、また、御活躍されますことを御祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

議長（渡邊眞弓）

これもちまして、令和7年知多北部広域連合議会第1回臨時会を閉会いたします。

（6月27日 午後2時56分 閉会）

この会議録は、書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 （9番） 渡 邊 眞 弓

議 員 （13番） 鏡 味 昭 史

議 員 （14番） 間 瀬 元 明